

## 資源物の出し方注意点

資源回収は毎月最終日曜日に行われています。出し方の悪いのが見られますので、以下の点にご注意ください。

### 古紙

- 新聞紙と雑誌は一緒にしない  
(新聞紙収集の袋に雑誌は入れないでください)。
- 紙紐で縛って出す。

### ガラスビン

- 茶色、無色透明、その他の色にきちんと分ける。

## ペットボトルの中にビンが混入されていました。

ペットボトルは井戸沢最終処分場で潰され、ひもで束ねて再生処理場へ運ばれます。再生処理場でフレーク状にし、商品再生場へ運ばれます。

ペットボトルが潰されたりフレークされたりする作業の中で、誤って混入されたビンが割れると作業をする人のケガにつながりかねません。

正しい分別を  
していただきますよう  
みなさまのご協力を  
よろしくお願いします。



# 介護のとびら

問い合わせ先  
地域包括支援センター  
電話 31-25110(やまゆり共同作業所内)

## 地域包括支援センターって どんな仕事をするところ？

町は、4月から在宅介護支援センターを地域包括支援センターに移行しました。地域包括支援センターは、地域の中で高齢者の皆様が、安心して自立した生活を送って頂くために、地域にある様々な社会資源を使い、総合的に支えていくための拠点となる機関です。

地域包括支援センターが行う主な業務は、今までと同様に高齢者やその家族の介護に関する悩みや問題に対する身近な相談窓口としての役割と、高齢者が安心して暮らすための様々な権利を守ること、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害などの対応もしていきます。

介護認定で要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスが利用出来ます。その時に介護が必要にならない様に、日常生活を活発にするサービスを中心に、心身の機能維持や改善を目的とした介護予防プランを包括支援センターが作成します。また、支援や介護が必要となる恐れが高いと判断された人を「特定高齢者」として介護予防計画を作成します。「特定高齢者」は介護予防事業が利用できます。

地域で要介護者を支えているケアマネジャーのみなさんと一緒に、様々な問題を解決するために関係機関とのネットワークづくりもしていきます。

これらの事業は地域包括支援センターに主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師など専門分野を持った職員を配置して対応しますが、専門分野の仕事だけでなく、互いに連携を取りながら「チーム」として総合的にみなさんを支えていきたいと考えております。スタートしたばかりで住民のみな様にはご迷惑をお掛けすると思いますがお気軽にご相談ください。



## 最高齢者は77歳

# 春の町民ゴルフ大会結果

四月九日(日)に、大浅間ゴルフクラブで第63回町民ゴルフ大会が開催されました。参加者は二四名。オプザバーとして佐藤一雄・堀籠信行両プロもご参加くださり、オープンしたてのコースでプレーを楽しみました。

最近カートに乗ってラウンドするゴルフ場がほとんどですが、大浅間ゴルフクラブで行われている町民ゴルフ大会は、18ホールを歩いてまわる、とても健康的なコースです。大会の参加者の最高年齢は、なんと77歳。60歳以上の方は47人いました。大会に参加された皆さんが、大会の趣旨をご理解くださり、無事大会が運営できたことに感謝いたします。

※団体競技大会は6月18日に開催予定です。  
大会の成績は次表のとおりです。

## グロスの部

ハンディキャップを差し引く前のスコアの総計(グロス)で順位を競います。

順位	氏名	アウト	イン	グロス
1	石津 正	38	36	74
2	小井土 哲雄	38	37	75
3	柳澤 彰	38	39	77
4	内堀 秀司	39	40	79
5	窪田 勝彦	40	39	79
6	藤巻 興樹	41	39	80
7	荻原 義幸	40	40	80
8	綿貫 義光	38	43	81
9	釘宮 泉美	40	41	81
10	小林 躋造	38	45	83

## ネットの部

ストロークプレーで、自己の総打数(グロス)からハンディキャップを引いたスコア(ネット)で順位を競います。

順位	氏名	アウト	イン	グロス	H.C	ネット
1	佐藤 寛治	46	42	88	21	67
2	阿蘇 大策	43	46	89	24	67
3	大井 孝作	49	48	97	30	67
4	中山 智史	40	44	84	16	68
5	石津 正徳	38	36	74	4	70
6	内堀 一徳	46	42	88	18	70
7	土屋 正己	54	47	101	30	71
8	荻原 義幸	40	40	80	8	72
9	稲葉 定義	46	52	98	26	72
10	茂木 英次	44	42	86	13	73

※ネットは5アンダーで打ち切りとしています。

# 上限10万円。町から新エネルギー導入奨励金

町は地球温暖化防止策の一環として新エネルギーの導入を推進しています。今年から、みなさんが取り組まれている「地球温暖化防止対策」に対して町から奨励金を交付します。

### 対象期間は

平成18年4月1日から  
平成22年12月31日までです。

●詳しくは上記までお問い合わせください。

### ◆奨励金額

奨励金は奨励金計算式で算出します。上限は100,000円です。ただし、国・県・その他の機関から補助金を受け取る場合は、奨励金の額は2分の1になります。この場合、上限は50,000円です。

### ◆申請

交付を希望される方は、対象設備に係る設置工事完了後に申請が必要になります。

対象設備	交付対象者(一世帯一項目一件とする)
太陽光発電設備	町内に住民登録し、若しくは町内に居住する予定の者でその住宅に対象設備を設置した者。
太陽熱利用設備	町内に住民登録し、町内に駐車場を保有ないし駐車場を借用している者。
小型ハイブリッド照明電源	町内に住民登録した個人とし、設備の設置場所は町内であって使用許諾権を得ている場所に設置している者。
クリーンエネルギー自動車	町内に住民登録した個人とし、設備の設置場所は町内であって使用許諾権を得ている場所に設置している者。
小型風力発電設備	町内に住民登録した個人とし、設備の設置場所は町内であって使用許諾権を得ている場所に設置している者。
小水力発電設備	町内に住民登録した個人とし、設備の設置場所は町内であって使用許諾権を得ている場所に設置している者。